

第2回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会 議事録（案）

日 時 平成 28 年 3 月 18 日（金） 13:30～15:15

場 所 I C B A 会議室

資 料

【資料1】部会員名簿

【資料2】平成27年度第1回企画改善部会議事録

【資料3】当面のスケジュール

【資料4】企画改善部会検討結果報告（案）

【別紙1】通知・報告配信システム検討経過

【別紙2】通知・報告配信システム（データ本位型）運用の手引

【別紙3】通知・報告配信システムの実証実験結果について（神奈川県）

出席者（敬称略）

大阪府：津田敏史、日笠あかね

神奈川県：木戸麻亜子

山梨県：弾塚崇

日本 ERI(株)：内田広也

ビューローベリタスジャパン(株)：堀口智可

事務局 坂田、久保

議 事

1. 前回議事録の確認（資料2）

◇平成27年度第1回企画改善部会議事録を確認した。

2. 当面のスケジュール（資料3）

◇28年度総会（7月）までのスケジュールを確認した。

3. 検討結果報告（資料4）

◇今年度の取り組み事項（①大阪府における「データ本位型」運用ルールのブラッシュアップ②神奈川県による「データ本位型」実証実験）についての検討結果が大阪府、神奈川県により説明され、28年度の検討事項（利用者の実態調査も視野に入れること）が事務局より説明された。

これを踏まえ、資料4（別紙1～3を含む）は原案どおり理事会に提出する旨了承された。

※部会終了後、部会員による指摘にて「運用の手引」に一部再修正が発生したため、当該箇所について電子メールにて再確認の上理事会に提出予定（本議事録末尾に詳細を記載）。

【主な質疑・意見】

- ・大阪府では、3市・4機関がデータ本位型による送信を開始したが、28年度にはさらに1市・2機関が加わる見込み。（大阪府）
- ・市独自に指定する番号を指定機関から送ってもらう必要について、府下で複数の特庁か

ら課題があると聞いているので、事務局にて検討されたい。(大阪府)

- ・システムにおいて引受通知の表示に改善が必要な点がある(地名地番が表示されないこと、処分完了後も「審査中」と表示され続けること)。(神奈川県)
同様の指摘は、大阪府からも I C B A に連絡済み。(大阪府)
→さいたま市におけるデータ本位型開始の際、システム上わかりにくい旨は説明したものの、その後特段の連絡がないのでそのままとしていたが、やはり改善が必要であることを再認識した。(事務局)
- ・確認引受通知書は法定様式がないため、神奈川県の実証実験においてはビューローベリタス独自様式の PDF を送信することで対応した。(神奈川県)
→特定行政庁で確認引受通知を求めている場合も、遠方の指定機関から道路や敷地状況等について特定行政庁に確認を求めると、確認引受通知が送られてくることがある。(山梨県)
→確認引受通知の様式にシステムも対応することが望ましく、独自様式の PDF 送信はやめたい。(ビューローベリタス)
- ・システムにおいて利用者が修正できない項目がある。この点も改善が必要ではないか。(神奈川県)
→修正箇所がある場合は「不受理」として処理している。(大阪府)
→修正可能とすると、指定機関から送信された原本がわからなくなってしまうため、データ本位型を前提に考えると修正に制限をかけるべきとも言えるが、運用の実態を踏まえて検討したい。(事務局)
- ・報告書や通知書を特定行政庁が修正するのは、法律上の扱いはどうか。(山梨県)
→報告書や通知書そのものは建築基準法上の保存義務はないので、これらのデータを特定行政庁が修正することは、建築基準法上の問題はないと思われる。(事務局)
- ・データ本位型では、誤記等があった場合はシステムで「台帳登録」せずに再送信を求めべきところ、その誤記を見つけるための「印刷」は「台帳登録」後でしかできない。台帳登録前に印刷できるようにしてほしい。(神奈川県)
- ・システムによる検索を効率的に行うためには入力ルール統一が望ましい。実証実験により、指定機関・特定行政庁間の統一以前に、特定行政庁内部での統一化が必要であることが判明した。(神奈川県)
→大阪府では入力を 1 箇所で行っているため、入力ばらつきの問題はない。(大阪府)
→山梨県では、V7ほくとを使ってきた人とそうでない人で入力方法が異なる。入力ルールはすべての特定行政庁にかかわる問題であり、うまくまとめることができればよいと考える。(山梨県)

【運用の手引の再修正について】

部会終了後の部会員からの指摘により、下記のとおり再修正します。

<修正箇所>

資料4 別紙2 「運用の手引」 p7 下から2行目における画像データの解像度について

現行『300dpi 又は 400dpi とします』

修正原案『600dpi を原則とし、書面の状態によっては 400dpi も可とします』

再修正案『300dpi 又は 400dpi とします』

<修正理由>

- ・一部指定機関において 300dpi とされるデータが非常に不鮮明であったため、600dpi を求めたことがある。事務局による修正原案はこのことが根拠である。
- ・ところが当該指定機関では、原本をスキャナで DocuWorks というフォーマットにした上、そのフォーマットをさらに 300dpi で PDF に変換するという特殊な方法によっている。そのため、実質的には 300dpi 未満になっていると考えられる。
- ・よって、通常は 300dpi 又は 400dpi で問題ないため、運用の手引はこれを基準とすべきである。

以上